

○東北地方整備局告示第四十八号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長 西村 拓

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占有料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占有料

占有区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占有面積一平方メートルにつき一年	八十五円
その他		八十五円
ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	九十九円

二 (略)

改正前

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占有料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占有料

占有区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占有面積一平方メートルにつき一年	八十五円
その他		八十五円
ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	九十九円

二 (略)

## 附 則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第九十六号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和五年十一月十四日

東北地方整備局長 山本 巧

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	八十五円
その他	長さ一メートルにつき一年	八十五円
ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	九十九円
<p>備考</p> <p>1 占用面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは長さに一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。</p> <p>2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。</p>		

二 土砂採取料

採取物区分	単位	金額
土砂	一立方メートルにつき	八十六円
砂		百十円
切込砂利		百六十三円
砂利		百六十三円
玉石		二百二十五円
転石	一個につき	百十円
切石	一切につき	百十円
<p>備考</p> <p>採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。</p>		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。